

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会9月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と工藤委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「県立高校魅力発信パンフレットの制作について」、高校教育課高校未来創造室長より報告願います。

<高校未来創造室長>

県立高等学校魅力発信パンフレットについて御報告をいたします。

報告1-1「資料1-1」を御覧ください。色刷りで配っております「輝く未来 君にエール!」というパンフレットも同時に御覧いただきたいと思っております。

このパンフレットは、訴求力の高い新たな広報戦略の一つとして昨年度に引き続き作成するもので、県立高校の魅力を中学生及びその保護者、地域の方々に向けて広く情報発信をし、中学生が県立高校に興味を持って、また進学先としての検討、志望につながるよう、県立高校の強みや各学科の特色を総合的に紹介するものとなっております。

「3 パンフレットの構成」を御覧いただきたいと思っております。内容としましては「県立高校ならではの魅力の発信と各県立高校へのリンク」をコンセプトにいたしまして、県立高校の豊かな学びや安心を支える手厚いサポート体制、また学校選びの選択肢、普通科、専門学科、総合学科それぞれの学科の特色・特徴等を掲載しております。また、本年4月に開設をいたしました県立高校ポータルサイトについても紹介をしており、パンフレットからこのポータルサイトへの誘導を図る狙いもございます。

「2 配布計画」についてですが、配布対象は県内の中学校の全学年の生徒及び教員の約3万名となっております、9月末までに各中学校に到着する予定となっております。

本日御用意したのは、見本となります。実際に中学生に配布される

パンフレットが刷り上がりましたら、委員の皆様にもお届けさせていただきたいと思います。

報告は、以上でございます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<工 藤 委 員> 情報が豊富なポータルサイトへ誘導し、クロスメディアという形で見ていただき、そこから中学生本人や保護者の方が情報を得て、県立高校の魅力やメリットを十分に理解、意識していただくと効果が出てくるのかなと思いますが、そろそろ県立高校も各学校で保護者説明会やオープンスクールが始まってきますので、そこに間に合うところと間に合わないところがあると思います。

去年作成されたパンフレットの「こういうところが良かった」、「こういうものを参考にした」という評価の声はあるのでしょうか。

<高校未来創造室長> 昨年度作成したパンフレットそのものの効果検証はなかなか難しいのですが、同時に「高校教育に関する意識調査」を実施いたしました。

その際に分かったこととして、中学生が高等学校を選ぶ際に参考にする様々な素材について、パンフレット等は16パーセントという数字が出ています。同時に各高校のホームページや各学校が最近多く設定しておりますSNS等での発信を参考にするという数字も同じく16パーセントと出ております。

それに比べて圧倒的に多いのが、学校のオープンスクールに実際に足を運んで学校を決めたという割合で約6割となっている状況でございます。

そのほかには例えば親の意見や中学校の教員の意見の割合も高くなってはおりますが、流れを考えますと、このパンフレットやホームページ等は、学校選びの入口としての効果があると捉えたところです。

中学校の先生方にも実際聞き取りを行ったのですが、やはりパンフレットは高校選びの入口として利用されているようだということでした。アンケートを取った際は比率が高くないわけですが、スタートラインとしてはほとんどの中学生がこれを活用し、各学校の内容や特徴を理解してから、自分の興味のある学校のホームページに行き、更にはオープンスクールや学校説明会に行っている、したがって学校説明会を参考にしたという比率が高くなっているのは、そういう流れからであると考えているところです。

中学校の先生方からは「非常に良いものを作っていた」という昨年度のパンフレットへの評価をいただいております。特に普通科や体育科、音楽科以外の各学科で中学校の先生方がよく分からない部分、「工業や農業で一体どんな学習をしているのか」、「探究科はどういうことをしているのか」という御意見があったことを踏まえ、中学校の先生方が疑問に思うということは中学生や保護者の方も当然同じような疑問を持っていると判断し、そこをまず理解いただけるような内

容に重点を置いて作ったところです。

また、中学生に振り向いてもらわなくてはいけないパンフレットであるため、県立高校としては異例のデザインですが、中学生目線、今の生徒目線で思い切って今年度はこのようなデザインにしてみましたところ。

<工藤委員>

大変素晴らしいと思います。去年のデザインは写真が表紙にあったと思うのですが、写真ですとそこに写っている被写体の人物と自分を比べたときに感情移入できないところもあったりするため、最近はイラストやアニメのような絵を多用することが増えてきているのです。

あとはやはり開いていただく必要があり、表紙は情報を詰め込むというよりは、とにかく目を引くというところに注力した方が中を見ていただける確率が高いので、かなり踏み込んだデザインになっています。すごく素晴らしいなと思います。

これが配布されて、皆さんの情報収集の一助になれば本当に素晴らしいと思います。

<教育長>

本当に工夫に工夫を重ねてきて作ったものですので、是非有効活用していきたいと思います。よろしくお願いします。

<教育長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教育長>

議第1号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長>

提案理由は、県立学校において勤務管理システムを導入するに当たり規則改正する必要があるためであります。

規則改正の内容につきまして議第1号の資料で御説明申し上げます。改正する規則は二つございます。

第1条の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきましては、県立学校において、職員の勤務管理システムの導入に伴い電子情報処理組織による休暇等の申請を可能とするものです。具体的には県立学校に勤務する教員等が年次有給休暇や特別休暇等の各種休暇を取得する際、教員用に配付されている端末からシステムにアクセスしまして、電子申請を行い承認を受けることを可能とするものであります。

続きまして、第2条の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正につきましては、この規則は市町村立学校職員の勤務時間及び休館等に関する事項を規定しているものであります。第1条の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の規定を準用をしております。

す。そのため、第1条の規則の一部改正に伴いまして、読み替え規定を整備するというものでございます。

施行期日は令和6年10月1日としております。
説明は、以上です。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 続いて、議第2号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明申し上げます。

議2-1を御覧ください。提案理由にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表することとされているため、お諮りするものでございます。

議2-2を御覧ください。「2 点検・評価の対象」でございしますが、6教振（第6次山形県教育振興計画後期計画）に基づき令和5年度に県教育委員会が重点的に取り組んだ事業が対象となっております。

また、「3 学識経験者の知見の活用」につきましても、先だつての8月30日の第7次山形県教育振興計画検討委員会において御意見を賜ったところでございます。

「4 スケジュール」でございしますが、本日決議いただきましたら、県議会に提出するとともに県のホームページにより公表する予定でございします。

議2-3を御覧ください。報告書の案でございします。

目次を御覧ください。報告書の構成につきましては、「第1部」が「教育委員会の活動状況」、「第2部」が「教育委員会の事務の点検・評価」となっております。

議2-5から議2-7につきましても、「第1部」としまして、定例教育委員会や教育懇談会、教育委員協議会、総合教育会議の開催状況について記載をさせていただいております。

続きまして、議2-9を御覧ください。「第2部」としまして、6教振に基づき重点的に取り組んだ事務事業の実施状況や評価などを整理しております。構成といたしましては、6教振の基本方針の主要施策ごとに表の左から「目標」、目標達成のために実施した「事業実施状況」、

「達成状況と評価」、「今後の対応・改善点等」と整理をしております。
議2-44、目標の指標の達成状況の概要を御説明申し上げます。
全42項目の目標指標を設定しておりますが、このうち「達成」が15、「概ね達成」が6、「未達成」が13、「調査不能」が8になっております。令和4年度は「未達成」が21項目でしたが、令和5年度は13項目となっており、一定の前進が見られたものと認識しています。
なお、それぞれの評価結果につきましては、後ほど御覧いただければと存じます。
それでは議2-9にお戻りください。目標が「未達成」となっている主な項目について御説明を申し上げます。
初めに「主要施策1 「いのちの教育」の推進」の目標、「②将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」につきましては小6、中3ともに未達となっております。今後は小学生と中学生の交流活動や、キャリア・パスポートを使った小中連携等を促進し、小学生が中学生に憧れを抱いたり、中学生が小学生に関わる中で自己有用感を感じたりできる取組を促してまいります。
続いて、議2-17を御覧ください。「主要施策7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成」の目標「⑩全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数」につきましては、4科目中、全国平均を上回る科目はございませんでした。
また議2-18、「⑫国語、算数・数学、英語の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合が全国平均以上の科目数」につきましても、小学校国語1科目のみという結果となっております。こちらにつきましては、詳細にデータを分析し要因を把握するとともに、市町村教育委員会へのヒアリングを行うなどにより、今後実効性のある具体の方策について検討し示してまいりたいと考えております。
続きまして、議2-30を御覧ください。「主要施策12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進」の目標「⑳半期ごとの月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数」につきましては、目標の0人に対して211人という結果でございました。中学校や高等学校において未達成の教員数が依然として多い状況であります。
今後はチェックシートを活用したPDCAサイクルの確立による意識改革とともに、教頭マネジメント支援員やスクールロイヤー等の外部人材の活用、大学新卒者に対する新採支援プランなどの人的支援や、デジタル採点ソフトの導入などの働き方改革を進めてまいります。
説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。

- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次の議第3号は人事に関する案件であり、議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
- 《 議第3号及び議第4号は秘密会にて審議 》
- ⑥閉 会
- <教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。